

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和4年5月17日(2022.5.17)

【公開番号】特開2021-24109(P2021-24109A)

【公開日】令和3年2月22日(2021.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2021-009

【出願番号】特願2019-141132(P2019-141132)

【国際特許分類】

B 32 B 27/36(2006.01)

10

B 65 D 65/40(2006.01)

【F I】

B 32 B 27/36

B 65 D 65/40 D B R H

【手続補正書】

【提出日】令和4年5月9日(2022.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材と、ヒートシール層とを備え、

前記基材および前記ヒートシール層が同一の材料により構成され、

前記同一材料がポリエステル(但し、ケミカルリサイクルポリエステルは除く)であることを特徴とする、積層体。

【請求項2】

前記ヒートシール層が、ポリエステル(但し、ケミカルリサイクルポリエステルは除く)から構成される未延伸フィルム、またはポリエステル(但し、ケミカルリサイクルポリエ

30

ステルは除く)から構成される溶融押出層により形成される、請求項1に記載の積層体。

【請求項3】

前記基材が、蒸着膜を備える、請求項1または2に記載の積層体。

【請求項4】

前記基材と、前記ヒートシール層との間に、接着剤層を備え、

前記接着剤層が、ポリエステル系接着剤により構成される、請求項1~3のいずれか一項に記載の積層体。

【請求項5】

前記基材と、前記ヒートシール層との間に、中間層を備え、

40

前記中間層が、前記基材と同一の材料により構成され、

前記同一の材料が、ポリエステル(但し、ケミカルリサイクルポリエステルは除く)である、請求項1~4のいずれか一項に記載の積層体。

【請求項6】

前記積層体全体におけるポリエステルの含有量が、75質量%以上である、請求項1~5のいずれか一項に記載の積層体。

【請求項7】

包装体用途に用いられる、請求項1~6のいずれか一項に記載の積層体。

【請求項8】

請求項1~7のいずれか一項に記載の積層体を備えることを特徴とする、包装体。

50